

- 1 この表の年齢は、当該年度の4月1日現在の満年齢による。
- 2 この表のC1階層における「均等割りの額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1階層からC3階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割(この所得割の額を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。)の額をいう。
- 3 この表のC1階層からD16階層までにおける「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 - (1) 所得税第78条第1項、第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)及び第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項
 - (2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の3の2第4項及び第5項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項
 - (3) 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条
- 4 児童の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、B階層(ただし、3歳未満児を除く)に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、保育料は徴収しないものとする。
 - (1) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯。
 - (3) 埼玉県療育手帳制度交付要綱(平成14年埼玉県告示第1365号)第4条第2項の規定による療育手帳の交付を受けている者を有する世帯
 - (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
 - (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯
 - (6) 国民年金法(昭和34年法律第141号)の規定による国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
 - (7) 保護者の申請に基づき、特に困窮していると市長が認めた世帯
- 5 B階層(3歳未満児を除く。)からD16階層までの世帯(前項の規定により保育料を徴収しないこととされた世帯を除く。)において、同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合、次の表の第1欄に掲げる児童の保育料は、同表第2欄の額とする。

第1欄	第2欄
最年長の児童	徴収基準額
最年長の児童から数えて2人目の児童	徴収基準額に2分の1を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)
上記以外の児童	無料